

～奈良県景観住民協定の認定制度～

奈良県では、地域の皆さんが、建物や看板の色やデザインを整えたり、花づくりや清掃活動に関することなど、景観づくりのための自主的なルールを認定し、県のホームページなどで広く紹介します。景観を地域共有の貴重な資源として次世代に引き継いでいきましょう。

詳しくは、奈良県風致景観課のホームページ「奈良県の景観づくり」で。

○問合せ 奈良県風致景観課 TEL 0742-27-8756

[http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12764.htm](http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12764)

(風致景観課「奈良県の地域づくり」のページ)